

介護予防・日常生活支援総合事業に係る 事業者指定に関する説明会



1

次 第

- 1 挨拶
- 2 介護保険係からの連絡（資料1）
- 3 平成30年4月法律施行関係について（資料2）
- 4 介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況について
- 5 みなし指定の終了について
- 6 介護予防・生活支援サービス事業「指定事業者」手続きについて
(資料3)

<配布資料>

資料1 魚津市介護保険サービス事業者等の指導及び監査実施要綱

資料2 平成30年4月施行 法改正関係について

資料3-1 サービスコード表

資料3-2 記入例「魚津市介護予防・生活支援サービス事業指定事業者指定(更新)申請書」

クリップ止め 魚津市介護予防・生活支援サービス事業指定事業者指定(更新)申請書(一式)

魚津市介護予防・日常生活支援総合事業関係要綱(4種類)

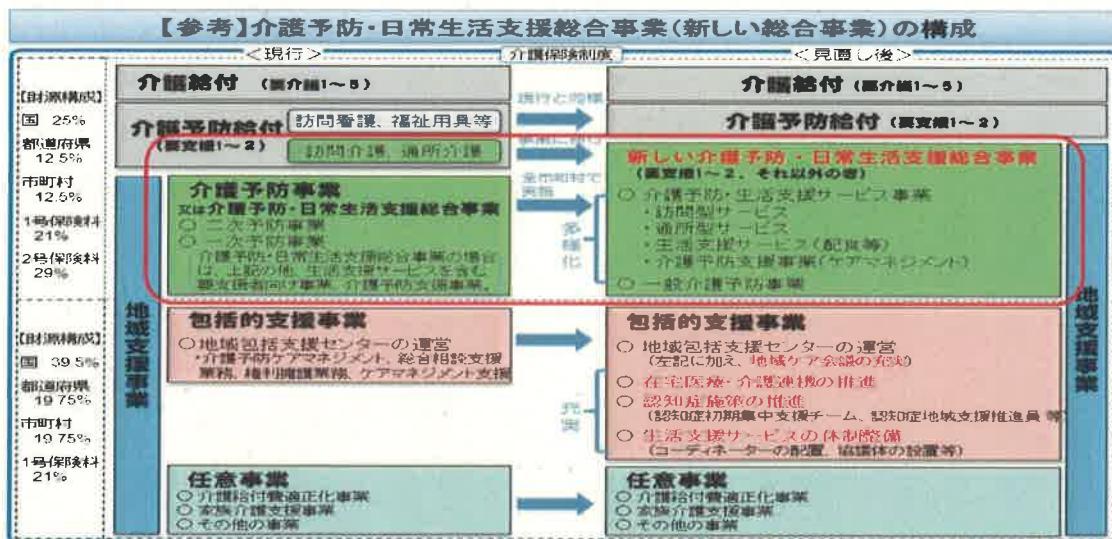
平成30年1月11日 魚津市社会福祉課

4 介護予防・日常生活支援総合事業実施状況

OH26の介護保険改正法により地域支援事業として創設された制度

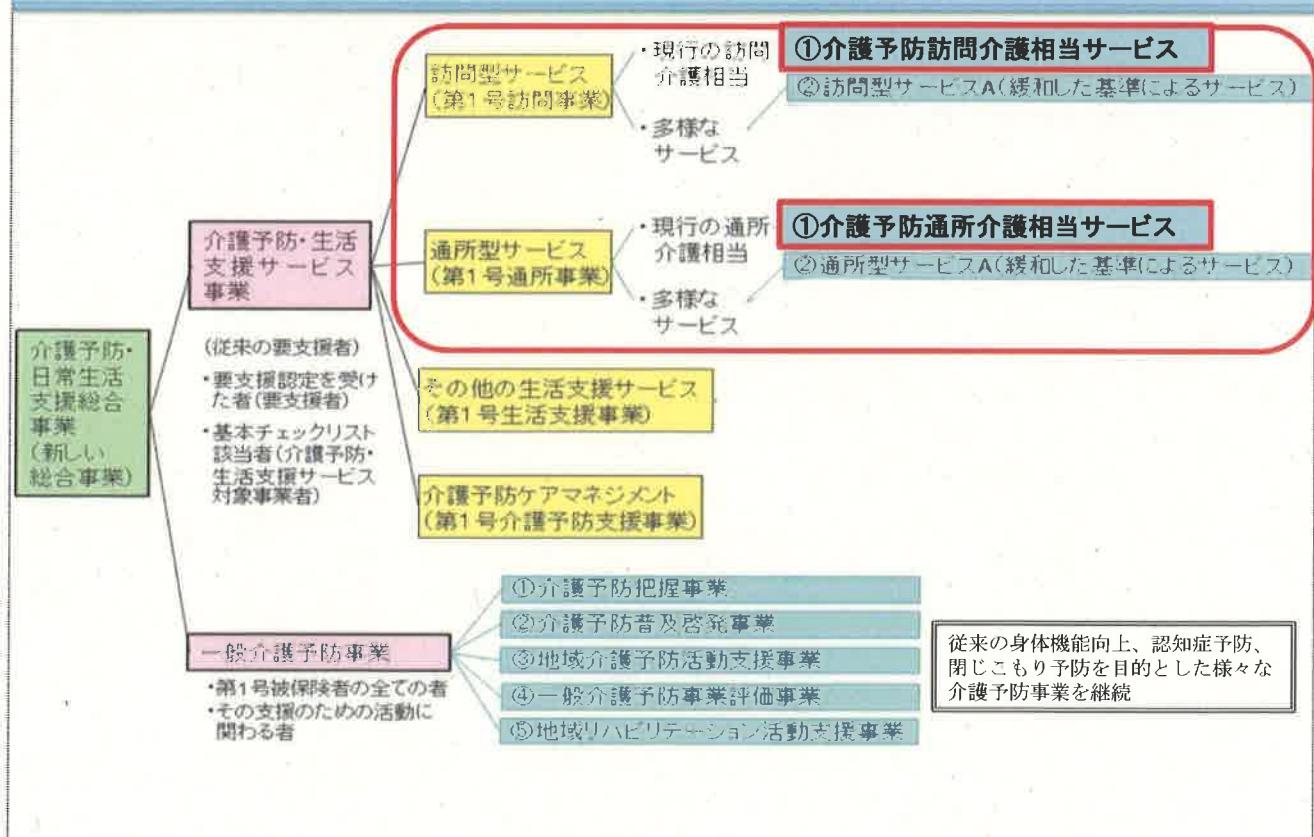
魚津市では、平成28年3月22日から移行し実施しています。

○介護予防給付（要支援1、2が対象）のサービスのうち介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が「介護予防・生活支援サービス事業」の訪問型サービス、通所型サービスに位置付けられた。



3

魚津市における介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の構成

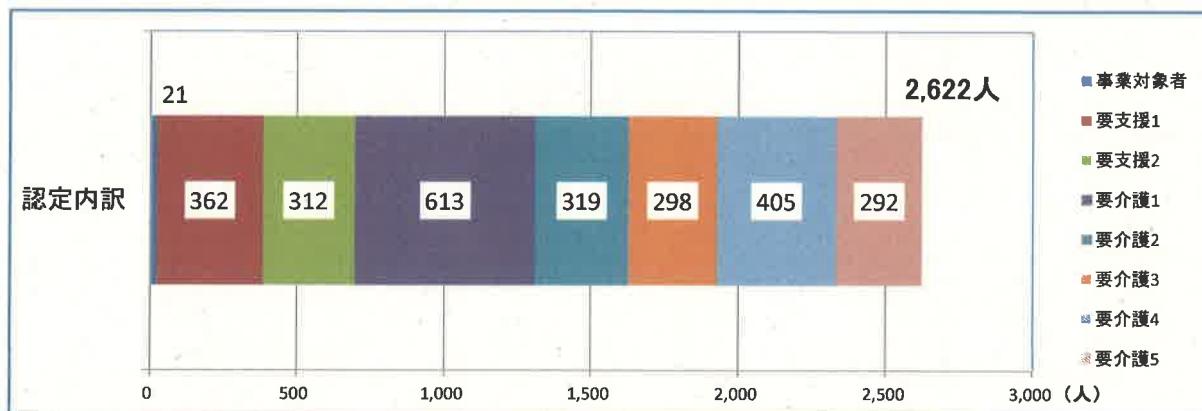


4

4-1 介護予防・生活支援サービス事業の実施状況

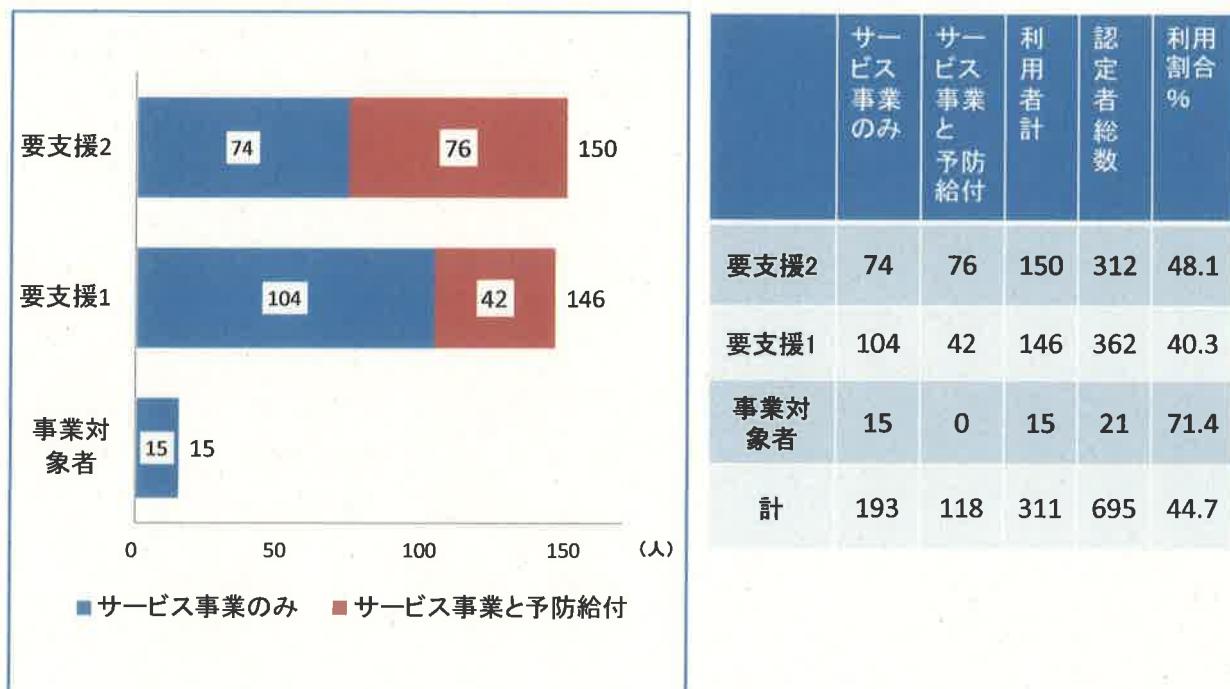
①要支援・要介護認定者等認定状況（平成29年11月分）

認定区分	事業対象者	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
認定者数	21	362	312	613	319	298	405	292	2,622



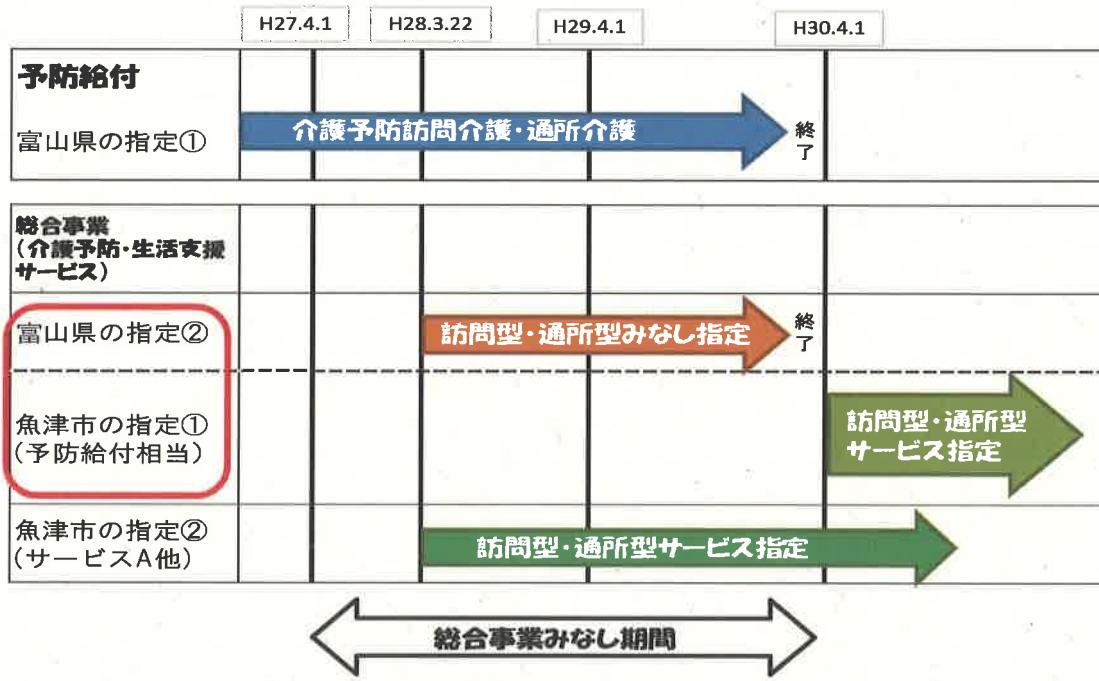
5

②介護予防・生活支援サービス事業利用者（平成29年11月分）



6

5 みなし指定の終了



※ 平成30年4月1日以降、継続してサービス提供を行う場合はサービス利用者の住所地の市区町村の指定が必要（一部保険者を除く）

6 介護予防・生活支援サービス事業 「指定事業者」指定申請手続き

- ① 魚津市の介護予防・生活支援サービス事業を実施する場合は、魚津市の指定を受ける必要があります。
- ② 介護予防相当サービスの事業所基準及びサービス内容は、基本的に旧介護予防訪問介護・旧介護予防通所介護と同様とします。
「総合事業の指定事業者の指定にあたって必ず遵守すべき基準」
 - 事故発生時の対応
 - 従事者又は従事者であった者による秘密保持
 - 従事者の清潔保持と健康状態の管理
 - 事業所の廃止・休止の届出と便宜の提供
- ③ 事業者指定の期間は6年とします。ただし、既に居宅サービスの指定を受けており介護予防・生活支援サービス事業を一体的に実施する場合に限り、現在の居宅サービスの指定期間に合わせることができます。
- ④ 魚津市では、これまで同様1回あたりの利用料金（単価）を実施します。

6-1 「指定事業者」指定申請手続きに伴う変更点 ①

① 法人等として実施する事業名の修正

魚津市の介護予防・生活支援サービス事業を実施する場合は、法人等の定款等を修正あるいは追加する必要があります。

記載例 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
介護保険法に基づく第1号訪問事業（第1号通所事業）

※介護予防訪問介護事業（介護予防通所介護事業）が変更

② 運営規程、契約書、重要事項説明書等の事業名の修正

同様に事業所の「運営規程」、利用者との「契約書（利用約款）」及び「重要事項説明書」における名称も修正あるいは追加をお願いします。

※現在の介護予防訪問介護（介護予防通所介護）に係る契約は、基本的に介護予防・生活支援サービス事業には適用されません。

魚津市では、現在のサービス利用継続者に限り、契約書は利用者の認定の有効期限までは経過的措置として認めることとします。

③ 重要事項説明書の利用料金の変更

魚津市では1回あたりの単価設定を導入しており、利用料が変更となっています。こちらも変更をお願いします。

※ただし、平成30年度介護保険報酬改定内容によって変更する場合があります。

④ サービスコードの変更

国保連合会を通じて請求・支払をしているサービスコードが変更になります。請求様式に変更はありません。

<訪問型サービス>

現在の訪問介護相当サービス「A1から始まるサービスコード」



平成30年4月以降の訪問介護相当サービス「A2から始まるサービスコード」

<通所型サービス>

現在の通所介護相当サービス「A5から始まるサービスコード」



平成30年4月以降の通所介護相当サービス「A6から始まるサービスコード」

※1 各法人（各事業所）が使用している介護保険システムが対応できるよう確認及び設定が必要（平成30年4月分の請求に間に合うように）

※2 保険者によってサービスコードの4桁部分が異なる場合があるので注意！

※3 今回の変更に伴い、現在一部の事業所で実施いただいている「サービスA」で使用している「A2から始まるコード」及び「A6から始まるコード」をそれぞれ「A3から始まるコード」及び「A7から始まるコード」への変更を検討しております。（詳細は介護報酬改定案が示されてから決定します）

6-1 「指定事業者」指定申請手続きに伴う変更点 ②

⑤ 介護予防・生活支援サービス事業に関する保存年限

介護保険法では、介護給付に係る権利は2年間となっています。

(介護保険法第200条「時効」の規定による解釈)

介護予防・日常生活支援総合事業は、介護保険法に基づく地域支援事業ではありますが、市町村が行う事業と定められているため、保存年限は地方自治法第236条第1項の規定により5年間となります。

法人等の運営規程等に保存期間などを規定されている場合は、修正あるいは追加する必要があります。

⑥ その他

今後、介護予防・生活支援サービス事業の指定にかかる各種加算申請や変更届の提出先は魚津市となります。

魚津市では、介護保険事業所において受けた介護予防・生活支援サービス事業費は、介護給付と同様に「高額介護予防サービス費相当事業」

「給付制限」の対象としております。また、平成30年8月から実施予定の現役並みの所得のある者の利用者負担割合の見直しも介護給付と同様に対応する予定としております。

6-2 「指定事業者」指定申請方法

① 申請書提出

申請の受付…平成30年2月13日(火)から2月28日(水)まで(期限厳守)

提出先……魚津市役所社会福祉課 地域包括支援センター予防係

指定通知……平成30年4月1日付け(通知送付は4月中旬予定)

② 留意点

○平成30年4月以降に人事異動等を予定されている場合であっても、

申請時点での状況で作成下さい(4月1日の見込みで作成しない)。

4月1日以降変更の場合は変更届出書等により、提出下さい。

○様式等をデータで希望される事業所は、ホームページからダウンロード

もしくは、次のアドレスまでメールにて連絡下さい。

メールアドレス houkatsu@city.uozu.lg.jp

○その他質問等ありましたら、質問票またはメールにてお問合せ下さい。